

消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画

1. はじめに

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財・サービスの価格変動を総合的に測定し、物価変動を時系列的に測定することを目的として、終戦後間もない昭和 21 年 8 月に作成を開始して以来、毎月作成・公表しています。

物価の動向は、我が国の経済活動と密接な関係があることから、消費者物価指数は経済政策を推進する上で極めて重要な指標となっています。また、国民年金や厚生年金などの物価スライド、重要な経済指標を実質化するためのデフレーター及び物価連動国債の想定元金額（元金が物価の動向に連動して増減した後の金額）の算定に利用されており、また、賃金・家賃・公共料金改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く利用されています。

2. 平成 22 年基準改定の趣旨

消費者物価指数は、基準時の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が基準時に比べてどれだけ変化したかによって物価の変動を表すものです。しかし、消費構造は、新たな財・サービスの出現や嗜好の変化等によって変化するため、消費構造を長い期間固定すると次第に実態と合わなくなります。そのため、基準時などを一定の周期で新しくする「基準改定」を行い、指数に採用する品目とそのウェイトを定期的に見直しています。消費者物価指数の基準改定は、昭和 30 年（1955 年）基準への改定以降、5 年に 1 回、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に合わせて行っています。

また、平成 22 年 4 月に、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として、「指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日付け総務省告示第 112 号）」が新たに設定されました。消費者物価指数の平成 22 年基準改定は、この指数の基準時に関する統計基準に示された原則を踏まえつつ、平成 17 年基準改定以降に起きた経済情勢の変化を反映させるために行うものです。

3. 主な改定内容

要旨

1. 指数基準時等の改定

指数の基準時を平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）に改定します。

2. 消費者物価指数品目の改定

家計消費支出における重要度が高くなった品目を追加し、重要度が低くなった品目を廃止します。

追加：28 品目， 廃止：22 品目， 統合：15→4 品目， 名称変更：42 品目

3. ウエイトの参照年次の改定

指数の計算に用いるウエイトは、原則として家計調査の平成 22 年の品目別消費支出金額を基に作成します。

4. モデル式により作成する品目の計算方法の見直し

航空運賃や電気代、携帯電話通信料など一部の品目については、価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとすることなどにより設定した計算式（モデル式）を作成しています。料金制度や価格体系が一層多様化している一部の品目について、実態をより正確に反映できるように計算方法を見直します。

モデル式による指数作成品目：74 品目，うち平成 22 年基準で追加する品目：2 品目

5. 民営家賃指数作成方法の改定

世帯が転出して空き家になった場合には、調査世帯数が少なくなることに伴い平均家賃額が変動し、指数が不安定になる場合があることから、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす「保合（もちあい）処理（次の入居があるまでの間、前月の家賃を当月のものとして代入する処理）の手法」を新たに導入します。

また、民営家賃 4 区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の構成比を実態に合わせて更新できるようにします。

6. 品質調整

消費者物価指数は、同質の財・サービスの価格動向から作成されるべきものであるため、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要があります。状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目に適した手法を選択します。

7. 公表系列及び分類項目の改定

世帯属性別指数として、新たに「世帯主 60 歳以上の無職世帯」の指数を追加し、「標準世帯」の指数を廃止します。また、財・サービス分類指数の財区分のうち、工業製品の区分における「大企業性製品」及び「中小企業性製品」の区分を廃止します。

8. 平成 22 年基準指数への切替え時期

平成 22 年基準指数への切替えは、平成 23 年 8 月下旬の公表時（全国：平成 23 年 7 月分、東京都区部：平成 23 年 8 月分中旬速報値）を予定しています。

なお、平成 22 年基準指数の平成 22 年 1 月分から平成 23 年 6 月分までの遡及結果については、平成 23 年 8 月中の上記よりも早い時期に公表する予定です。

3.1 指数基準時等の改定

消費者物価指数は5年ごとに基準時及びウェイトを改定しており、次の基準時及びウェイト参照年次は、いずれも平成22年（2010年）になります。

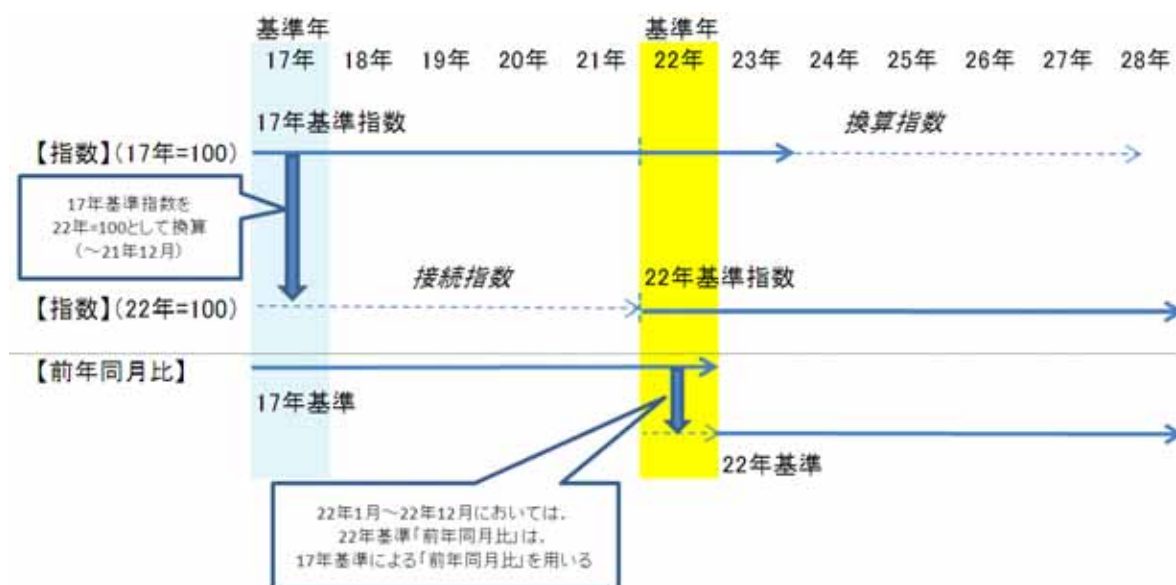
消費者物価指数は時間の経過による物価の動きを見るものであるため、基準時及びウェイトの改定により過去にさかのぼって比較できなくなると不便です。そこで、比較が可能となるように、平成21年12月以前の過去の指数を平成22年基準に合わせて換算し、接続します（新・旧指数の接続）。

新・旧指数の接続は、地域及び総合、類、品目ごとに行います（接続した指数による上位類指数の再計算は行いません）。計算は、各基準の指数を次の基準時に当たる年の年平均指数で除した結果を100倍することにより行います。例えば、平成17年基準を平成22年基準に接続する場合、「平成22年基準のt年m月接続指数＝（平成17年基準のt年m月指数÷平成17年基準の平成22年平均指数）×100」という計算になります。

変化率については、接続した指数により再計算することなく、各基準において公表した値をそのまま用います。また、基準時（平成22年）の1～12月の前年同月比等についても、旧基準（平成17年）の指数によって計算したものを用います。

なお、平成17年を基準時とする他の経済指標との関連等利用上の便を図るため、平成17年基準指数は平成23年12月まで作成・公表し、その後、平成27年基準指数の公表前までは、平成17年基準指数の平成22年平均指数に、以後の各月の平成22年基準指数を乗じた値を100で除して作成した平成17年基準換算指数を作成・公表します。

（イメージ図）



3.2 消費者物価指数品目の改定

消費者物価指数品目の改定に当たっては、家計消費支出における重要度が高くなった品目を追加し、重要度が低くなった品目を廃止します。平成 22 年基準消費者物価指数の追加・廃止品目の選定基準及び追加・廃止品目等については、**資料 1**のとおりです。

なお、指数計算に採用する品目については、平成 21 年 7 月に「小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」（統計法第 18 条及び行政手続法に基づく手続）として追加する品目に関する意見を募集し、その結果を踏まえ、平成 21 年 12 月 1 日に小売物価統計調査規則の改正を実施しました。

3.3 ウェイトの参照年次の改定

平成 22 年基準の消費者物価指数の計算に用いるウェイトは、原則として家計調査の平成 22 年の品目別消費支出金額を基に作成します。ただし、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、平成 22 年の品目別消費支出金額のほか、平成 21 年及び平成 22 年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウェイト（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウェイトについては毎月一定）を作成します。

家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、平成 21 年全国消費実態調査の「個人消費支出」の結果を用いて他の品目に配分します。また、持家の帰属家賃のウェイトは、平成 21 年全国消費実態調査の「持家の帰属家賃」を基に作成します。

3.4 モデル式により作成する品目の計算方法の見直し

航空運賃や電気代、携帯電話通信料など一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件により異なります。これらの品目については、価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を作成し、月々の指数を算出しています。指数の作成には、小売物価統計調査による調査価格だけではなく、消費者物価指数のために別途収集した価格も用いています。また、それらの価格を合成する際の比率については他の統計などを用いています。

このモデル式により指数を作成している品目（以下「モデル品目」という。）のうち、料金制度や価格体系が一層多様化している一部の品目について、実態をより正確に反映できるように計算方法を見直します。モデル品目の計算方法等の詳細については、平成 22 年基準消費者物価指数に関する資料として、平成 23 年 7 月中旬に公表することを予定しています。

なお、モデル品目一覧については**資料 2**のとおりです。

3.5 民営家賃指数作成方法の改定

消費者物価指数の民営家賃指数は、調査市町村ごとに調査区内の民営借家をすべて調査し、うち居住世帯について「木造小住宅」、「木造中住宅」、「非木造小住宅」、「非木造中住宅」の 4 品目ごとに、当該市町村の家賃総額と総延面積から求めた、3.3 m²当たりの家賃を用いて指数を計算しています。

平成 22 年基準では次の 2 点を変更します。

(1) 転出時の保合（もちあい）処理の導入

平成 17 年基準の計算式においては、世帯が転出して空き家になった場合に、標本数が少なくなることに伴い調査市町村内の平均家賃が変動し、指数に大きな影響が出る場合があります。

この影響を除外するため、世帯が転出して空き家になった場合には、次の入居があるまでの間、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす「保合（もちあい）処理（当月家賃が調査できなくなった世帯について、前月の家賃を当月のものとして継続する処理）の手法」を新たに導入します。

(2) 民営家賃の 4 区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の構成比の変化への対応

消費者物価指数の基になる価格データを調査している小売物価統計調査では、調査区内のすべての民営家賃を調査し「家賃（民営借家）」1 品目として公表していますが、平成 17 年基準の消費者物価指数では、「木造小住宅」、「木造中住宅」、「非木造小住宅」、「非木造中住宅」の 4 区分に分けて指数を計算し、各々を品目として公表しています。

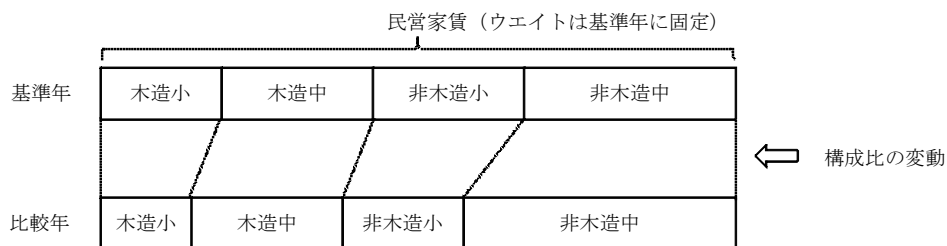
基準時以降の賃貸物件の増減や、世帯の転出入などの変化により、民営家賃の構成比（上記 4 区分）が基準時から変動することがありますが、平成 17 年基準では、指数の算出に用いる構成比は原則として基準時に固定することとしているため、家賃額の変動が実態よりも指数に大きく影響することがあります。

このような影響を軽減できるように、モデル品目として、ウェイトを基準時に固定する品目としては「民営家賃」の 1 品目とし、民営家賃の構成比については、実情に応じて見直しを行うことができるようにします。構成比を見直す時期は、次回小売物価統計調査家賃調査地区設定替え時※を予定しています。

また、計算過程としてはこれまでと同様に、従来の民営家賃の 4 区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）ごとの指数を計算後、それを合わせて民営家賃指数を作成することとします。

「持家の帰属家賃」についても、民営家賃と同様に、ウェイトを基準時に固定する品目としては「持家の帰属家賃」の 1 品目とします。

※ 小売物価統計調査の家賃調査地区は、直近の国勢調査の結果に基づき 5 年に 1 回見直されます。これは、調査地区を長期間固定すると、その後の民営借家の増減や地域的分布等の変化により、家賃調査地区の代表性が損なわれるなど問題が生じてくるためです。今回は平成 25 年（2013 年）を予定しています。



＜平成 17 年基準における民営家賃指数算出の式（市町村×各 4 品目※ごと）＞

$$3.3\text{m}^2\text{当たりの家賃} = \frac{\begin{array}{c} \text{当月調査群の} \quad \text{前月調査群の} \quad \text{前々月調査群} \\ \text{総家賃} + \text{総家賃} + \text{の総家賃} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{当月調査群の} \quad \text{前月調査群の} \quad \text{前々月調査群} \\ \text{延面積} + \text{延面積} + \text{の延面積} \end{array}} \times 3.3$$

※ 各 4 品目：民営家賃（木造小住宅）、民営家賃（木造中住宅）、民営家賃（非木造小住宅）、民営家賃（非木造中住宅）。家賃調査地区は三つの群に分け、一つの群を 3 か月ごとに調査するため、当月調査対象でない群は、直近の調査価格を用いる。

3.6 品質調整

消費者物価指数は、同質の財・サービスの価格動向から作成されるべきものであるため、調査する商品の機能、規格、容量などの特性（銘柄）が詳細に規定されています。また、代表性の観点から、調査する商品は消費支出割合の高い銘柄を規定することを前提としています。しかし、製造中止や商品の出回り状況の変化により、銘柄の改正が必要となる場合があります。その際、銘柄の改正前後において、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要があります。この品質調整については、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法、直接比較などの様々な手法がありますが、このうちから、状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目に最も適した手法を選択します。

3.7 公表系列及び分類項目の改定

平成 22 年基準では、以下の系列を作成・公表します（○：作成，－：作成せず）。

①基本分類指数（全国、東京都区部、地方別、都市階級別※、県庁所在市、政令指定都市）

系列	月	四半期, 半期	年, 年度
10大費目	○	○	○
中分類	○	－	○
品目別（全国及び東京都区部のみ）	○	－	○
別掲項目（ 資料 3 - 2 参照）	○	○	○

※「小都市 B」（人口 5 万未満の市）と「町村」を統合し、一つの区分とします。また、「6 大都市」及び「全都市」を廃止します。

②財・サービス分類指数（全国，東京都区部）

系列	月	四半期， 半期	年， 年度
財・サービス分類	○	○	○
別掲項目（ 資料 3 - 3 参照）	○	○	○

※別掲項目に，民営家賃（木造），民営家賃（非木造），持家の帰属家賃（木造），持家の帰属家賃（非木造）を追加します。

③世帯属性別指数（全国）※

系列	月	四半期， 半期	年
勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類	○	—	○
世帯主60歳以上の無職世帯	○	—	○
世帯主の年齢階級・職業・住居の所有関係別10大費目	—	—	○

※標準世帯の支出構成に基づく指数を廃止し，世帯主 60 歳以上の無職世帯の支出構成に基づく指数を追加します。

④品目特性別指数（全国）

系列	月	四半期， 半期	年
基礎的・選択的支出項目	○	—	○
品目の年間購入頻度階級	○	—	○

⑤参考指数（全国）

系列	月	四半期， 半期	年
ラスパイレス連鎖基準方式	○	—	○
総世帯中分類	○	—	○
中間年バスケット方式	—	—	○

⑥季節調整済指数（全国，東京都区部）

系列	月	四半期， 半期	年
別掲項目（8 系列， 資料 3 - 3 参照）	○	—	—

このほか，平成 17 年基準と同様，各地域間の物価水準の差を測る「消費者物価地域差指数」と，戦前からの物価の変動を知るために昭和 9 年～11 年の 3 年間の平均を 1 として換算した「戦前基準 5 大費目指数」（東京都区部）も作成します。

上記②財・サービス分類指数の財区分のうち、工業製品の区分における「大企業性製品」及び「中小企業性製品」の区分については、企業の製品開発の多様化によって明確に区別することが困難となった製品もあることから、廃止します。

上記③世帯属性別指数において、世帯主 60 歳以上の世帯が増加していることから、新たに「世帯主 60 歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数を作成・公表します。また、標準世帯（夫婦と子供 2 人の 4 人で構成される勤労者世帯のうち、有業者が世帯主 1 人だけの世帯）の総世帯に占める割合が小さくなってきたことから、「標準世帯」の支出構成に基づく指数を廃止します。

上記⑤参考指数のうち、毎年ウェイトを更新（前年の家計調査結果を基に算出）して計算するラスパイレス連鎖基準方式による指数については、昭和 50 年基準から年平均を、平成 17 年基準からは毎月の指数も公表しています。平成 22 年基準指数においてもこれを毎月公表し、（連鎖方式ではない）公式指数との動向の差異を検証できるようにします。

4．中間年における見直し

指数の精度をより高めるため、平成 12 年基準から、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財・サービスに関し、次の基準改定を待たずに品目の追加・廃止等を行ってきました。平成 22 年基準でもこの方針を継続し、中間年（平成 25 年）以降の指数について、新たな品目の追加等が必要かどうかを検討します。

5．平成 22 年基準指数への切替え時期及び関連情報の公表

平成 22 年基準指数への切替えは、平成 23 年 8 月下旬の公表時（全国：平成 23 年 7 月分、東京都区部：平成 23 年 8 月分中旬速報値）を予定しています。

ただし、平成 22 年基準指数の平成 22 年 1 月分から平成 23 年 6 月分まで遡及した結果については、平成 23 年 8 月中の上記公表日よりも早い時期に公表する予定です。

また、利用者の利便性向上の観点から、平成 22 年基準指数への切替えに先立って、平成 22 年ウェイトやモデル品目の計算方法の見直しの内容など基準改定に係る主要内容について、総務省統計局ホームページに掲載する予定です（平成 23 年 7 月ごろ）。

基準改定に伴うスケジュール

年	月	内容
平成22年	7月10日 ～8月9日	・平成22年基準改定計画案に係る意見募集
	10月30日	・平成22年基準改定計画案に係る意見募集の結果公示
	11月26日	・平成22年基準改定計画の決定・公表 ^{※1}
平成23年	7月中旬	・平成22年基準消費者物価指数に関する資料（ウェイト、モデル品目の計算方法を含む）の公表
	8月	・平成22年1月分から平成23年6月分までの平成22年基準遡及結果の公表 ^{※2} ・接続指数の公表 ^{※3}
	8月下旬	・平成23年7月分（全国）、平成23年8月分（東京都区部・中旬速報値）の平成22年基準結果の公表
	11月	・平成22年基準平成22年平均消費者物価地域差指数の公表

（参考）

※1 消費者物価指数の基準改定時には、従来、「基準改定計画」として、新基準の指数作成開始年月、ウェイトの参照年次などについての基本的な基準を定めた上で、「平成17年基準消費者物価指数作成等の基本方針」において、品目一覧、基本分類等について決定していました。

（消費者物価指数平成17年基準改定計画：平成17年11月25日付け、
平成17年基準消費者物価指数作成等の基本方針：平成18年4月4日付け

平成22年基準改定においては、平成22年3月に設定、告示され、4月から適用された「指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日付け総務省告示第112号）」に示された原則を踏まえつつ、できるだけ早期に改定内容を利用者に提示するため、従来、基本方針で定めていた内容も合わせて基準改定計画において決定することとします。

なお、この基準改定計画をもって、平成17年基準消費者物価指数作成等の基本方針（平成18年4月4日公表）を改定することとします。

また、平成23年7月分（全国）から平成23年12月分までの平成17年基準指数は、平成17年基準指数の基準時のウェイトにより計算した指数を引き続き作成します。

※2 ラスパイレス連鎖基準方式による平成22年基準指数は平成24年1月から公表します。

また、ラスパイレス連鎖基準方式による平成17年基準指数は平成23年6月分まで公表します。なお、平成23年1月分から平成23年6月分までは、平成22年1月分から平成22年12月分までと同様に平成21年のウェイトを用いて作成します。

※3 従来「消費者物価指数接続指数総覧」を刊行していましたが、平成22年基準から総務省統計局ホームページにのみ接続指数を掲載します。

平成 22 年基準消費者物価指数の追加・廃止・統合・名称変更品目

消費者物価指数の追加・廃止品目の選定基準は次のとおりです。

＜追加品目の選定基準＞

- ①新たな財・サービスの出現及び普及、嗜好の変化等消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ②中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③円滑な価格収集が可能で、かつ価格変化を的確に把握できる品目

以上の①～③の基準をすべて満たす品目を追加品目とします。

＜廃止品目の選定基準＞

- ①消費構造の変化等に伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ②その品目がなくても、中分類指数の精度や代表性が確保できる品目
- ③円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目

以上の①～③の基準に一つでも該当すれば廃止品目とします。ただし、その場合であっても、中分類の精度を損なうと考えられれば、廃止品目としないこととします。

【追加品目一覧（28 品目）】

10 大費目	追加品目	備考
食 料	いくら	※1
	しょうが	※2
	ドレッシング	※3
	パスタソース	※4
	やきとり	※5
	焼き魚	※6
	きんぴら	※7
	フライドチキン	※8
家具・家事用品	フライパン	※9
	マット	※10
被 服 及 び 履 物	背広服（夏物、普通品）	平成 17 年基準では中級品の みでしたが、それぞれ普通品 を追加します。※11
	背広服（冬物、普通品）	
	婦人スーツ（春夏物、普通品）	
	婦人スーツ（秋冬物、普通品）	
	スリッパ	※12
保 健 医 療	紙おむつ（大人用）	平成 17 年基準では乳幼児用 のみでしたが、大人用を追加 します。※13
	予防接種料	※14
交 通 ・ 通 信	高速バス代	※15
	E T C 車載器	※16
	洗車代	※17
教 養 娛 楽	電子辞書	※18

	ゲームソフト	※19
	ペット美容院代	※20
	園芸用肥料	※21
	メモリーカード	※22
	演劇観覧料	※23
	音楽ダウンロード料	※24
諸 雑 費	洗顔料	※25

【廃止品目一覧（22 品目，うち沖縄品目 3 品目）】

10 大費目	廃止品目	備考
食 料	ブレンド米	
	丸干しいわし	
	福神漬	
	せんべい（小麦粉）	平成 17 年基準では「せんべい（うるち米粉）」と 2 品目でしたが，うるち米粉の「せんべい」1 品目とします。
食 料 （ 沖 縄 品 目 ）	はまだい	
	たかさご	
	みそ汁	
家具・家事用品	やかん	
	レンジ台	
被 服 及 び 履 物	女兒スカート（冬物）	平成 17 年基準では「女兒スカート（夏物）」と 2 品目でしたが，「女兒スカート」1 品目とします。
	運動靴（子供用）	平成 17 年基準では「運動靴（大人用）」と 2 品目でしたが，「運動靴」1 品目とします。
	草履	
交 通 ・ 通 信	普通運賃（JR, 新幹線）	平成 17 年基準では「普通運賃（JR, 在来線）」と 2 品目でしたが，在来線の「普通運賃（JR）」1 品目とします。
	速達	
	書留	
	小包	
教 養 娛 楽	ステレオセット	
	テレビ修理代	
	アルバム	
	サッカーボール	
	フィルム	
諸 雑 費	腕時計修理代	

【統合品目（15品目→4品目）】

10大費目	旧（変更前）	新（変更後）
住 居	民営家賃（木造小住宅）	民営家賃
	民営家賃（木造中住宅）	
	民営家賃（非木造小住宅）	
	民営家賃（非木造中住宅）	
	持家の帰属家賃（木造小住宅）	持家の帰属家賃
	持家の帰属家賃（木造中住宅）	
	持家の帰属家賃（非木造小住宅）	
	持家の帰属家賃（非木造中住宅）	
保 健 医 療	出産入院料（国立）	出産入院料
	出産入院料（公立）	
教 養 娯 楽	少年誌	月刊誌
	趣味教養誌	
	生活情報誌	
	パソコン誌	
	女性誌	

【名称変更品目一覧（42品目）】

10大費目	旧（変更前）	新（変更後）
食 料	かんしょ	さつまいも
	ばれいしょ	じゃがいも
	乾燥スープ	即席スープ
	せんべい（うるち米粉）	せんべい
	キャンデー	あめ
	弁当（すし）	すし（弁当）
	弁当（すし以外）	弁当
	カツレツ	豚カツ
	ぶどう酒	ワイン
	ぶどう酒（輸入品）	ワイン（輸入品）
	うどん（外食）	うどん
	すし（回転ずし）	すしA
	すし（回転ずし以外）	すしB
	えびフライ	フライ
	コーヒー（外食）	コーヒー
住 居	浴槽	システムバス
家具・家事用品	蛍光灯	電球・蛍光灯
	芳香剤	芳香消臭剤
	粗大ごみ処理手数料	リサイクル料金
被 服 及 び 履 物	背広服（夏物）	背広服（夏物，中級品）
	背広服（冬物）	背広服（冬物，中級品）
	男子学校制服	男子学生服
	婦人スーツ（春夏物）	婦人スーツ（春夏物，中級品）
	婦人スーツ（秋冬物）	婦人スーツ（秋冬物，中級品）
	女子学校制服	女子学生服
	女兒スカート（夏物）	女兒スカート
	男子ブリーフ	男子パンツ
	スリッパ	ランジェリー
	運動靴（大人用）	運動靴

保 健 医 療	紙おむつ	紙おむつ（乳幼児用）
交 通 ・ 通 信	普通運賃（JR，在来線）	普通運賃（JR）
	バス代	一般路線バス代
	移動電話通信料	携帯電話通信料
	移動電話機	携帯電話機
教 養 娛 楽	テレビ（薄型）	テレビ
	携帯オーディオ機器	携帯型オーディオプレーヤー
	DVDレコーダー	ビデオレコーダー
	パソコン用プリンタ	プリンタ
	録画用DVD	記録型ディスク
	DVDソフト	ビデオソフト
諸 雑 費	温泉・銭湯入浴料	入浴料
	ヘアリンス	ヘアコンディショナー

【調査期間変更品目一覧（14品目）】

平成17年基準	平成22年基準	旧(変更前)	新(変更後)
背広服(夏物)	背広服(夏物, 中級品)	4～9月	3～8月
背広服(冬物)	背広服(冬物, 中級品)	1～3月, 9～12月	1～2月, 9～12月
男子上着		1～3月, 9～12月	1～2月, 10～12月
男子ズボン(夏物)		4～9月	3～8月
男子ズボン(冬物)		1～4月, 9～12月	1～2月, 9～12月
男子コート		1～2月, 11～12月	1月, 11～12月
婦人上着		1～4月, 9～12月	1～3月, 9～12月
婦人コート		1～2月, 11～12月	1月, 11～12月
女兒スカート(夏物)	女兒スカート	3～9月	通年
ブラウス(長袖)		1～5月, 9～12月	1～3月, 9～12月
ブラウス(半袖)		5～9月	4～8月
学習机		1～3月	1～2月, 12月
筆入れ		通年	1～2月, 12月
通学用かばん		1～3月	1～2月, 12月

平成22年基準消費者物価指数の品目の一覧は**別表1**のとおりです。

追加品目の銘柄は以下のとおりです（平成22年11月調査時点）。

- ※1 いくら：さけ卵，塩漬又はしょう油漬，並，100g
- ※2 しょうが：根しょうが，100g
- ※3 ドレッシング：乳化液状ドレッシング，瓶入り（170ml入り），1本
- ※4 パスタソース：レトルトパウチ食品，ミートソース，袋入り（260g入り），1袋
- ※5 やきとり：鶏肉，もも，1本
- ※6 焼き魚：さば，切り身，塩焼き，100g
- ※7 きんぴら：「ごぼう」と「にんじん」のきんぴら，100g

- ※8 フライドチキン：ファーストフード店におけるフライドチキン代，骨付き，1本
- ※9 フライパン：アルミニウム又はアルミニウム合金，ふっ素樹脂加工，26cm，IH対応，普通品，1個
- ※10 マット：バスマット，アクリル100%，45×65cm程度，すべり止め加工付き，普通品，1枚
- ※11 背広服・婦人スーツ：1着，中級品は百貨店・専門店ブランド，普通品は百貨店以外のものの
- ※12 スリッパ：吊り込みタイプ，〔甲・中敷き〕布，大人用，普通品，1足
- ※13 紙おむつ（大人用）：大人用，パンツ型，うす型，M又はM～Lサイズ，22枚入り，1袋
- ※14 予防接種料：任意接種，インフルエンザ，大人（65歳以上を除く），1回
- ※15 高速バス代：モデル式による指数作成品目
- ※16 ETC車載器：自動四輪車用，アンテナ分離型，音声案内機能付き，カード抜き忘れ防止機能付き，1台
- ※17 洗車代：洗車機による洗車，店員の操作による洗車，シャンプー（洗浄液）洗車，小型乗用車，1回
- ※18 電子辞書：学生タイプ又は生活タイプ，〔収録コンテンツ〕125～130，〔本体メモリー容量〕約50MB，音声出力機能付き，特殊機能付きは除く，1台
- ※19 ゲームソフト：家庭用ゲーム機（携帯型）用ソフト，1本
- ※20 ペット美容院代：犬，トイプードル，コース内容（ブラッシング等を含む複数種類），1回
- ※21 園芸用肥料：家庭園芸専用，液体，原液，ポリ容器入り（800ml入り），1本
- ※22 メモリーカード：SDメモリーカード，マイクロSDカード，2GB，1枚
- ※23 演劇観覧料：ミュージカル演劇，S席（一般），1人
- ※24 音楽ダウンロード料：モデル式による指数作成品目
- ※25 洗顔料：洗顔フォーム，チューブ入り（110g入り），1本

別表 1

平成22年基準消費者物価指数品目・指数採用月一覧

品 目	指数採用月	品 目	指数採用月
総合食料		加工肉	
穀類		ハム	
米類		ソーセージ	
うるち米		ベーコン	
国産米A		*ポーク缶詰	
国産米B		乳卵類	
もち米		牛乳・乳製品	
パン		牛乳	
食パン		牛乳（配達）	
あんパン		牛乳（店頭売り）	
カレーパン		乳製品	
めん類		粉ミルク	
ゆでうどん		ヨーグルト	
干しうどん		バター	
スパゲッティ		チーズ	
即席めん		チーズ（輸入品）	
生中華めん		卵	
*ゆで沖縄そば		鶏卵	
他の穀類		野菜・海藻	
小麦粉		生鮮野菜	
もち		キャベツ	
魚介類		ほうれんそう	
生鮮魚介		はくさい	
まぐろ		ねぎ	
あじ		レタス	
いわし		ブロッコリー	
かつお	3～10月	もやし	
かれい		アスパラガス	
さけ		さつまいも	
さば		じゃがいも	
さんま		さといも	
たい		だいこん	
ぶり		にんじん	
いか		ごぼう	
たこ		たまねぎ	
えび		れんこん	
あさり		ながいも	
かき（貝）	1～3, 10～12月	しょうが	
ほたて貝		えだまめ	6～9月
塩干魚介		さやいんげん	
塩さけ		かぼちゃ	
たらこ		きゅうり	
しらす干し		なす	
干しあじ		トマト	
煮干し		ピーマン	
ししゃも		生しいたけ	
いくら		えのきだけ	
魚肉練製品		しめじ	
揚げかまぼこ		*にがうり	
ちくわ		*とうが	
かまぼこ		乾物・加工品類	
他の魚介加工品		乾物・海藻	
かつお節		あずき	
魚介漬物		干しいたけ	
魚介つくだ煮		のり	
魚介缶詰		わかめ	
塩辛		こんぶ	
肉類		ひじき	
生鮮肉		大豆加工品	
牛肉A		豆腐	
牛肉B		油揚げ	
豚肉A		納豆	
豚肉B		他の野菜・海藻加工品	
鶏肉		こんにゃく	
レバー		梅干し	
		だいこん漬	

注）＊印がある品目は沖縄県のみで調査される品目を示す。

品 目		指数採用月	品 目		指数採用月
果物	はくさい漬		冷凍調理ピラフ		
	キムチ		調理パスタ		
	こんぶつくだ煮		他の調理食品		
	スイートコーン缶詰		うなぎかば焼き		
生鮮果物			サラダ		
			コロッケ		
	りんごA	8～10月	豚カツ		
	りんごB	1～7, 11～12月	からあげ		
	みかん	1～3, 9～12月	ぎょうざ		
	グレープフルーツ		やきとり		
	オレンジ		冷凍調理コロッケ		
	レモン		冷凍調理ハンバーグ		
	いよかん	1～3月	調理カレー		
	なし	8～10月	混ぜごはんのもと		
	ぶどうA	6～9月	煮豆		
	ぶどうB	7～10月	焼き魚		
	かき（果物）	10～12月	きんぴら		
	もも	7～9月	飲料		
	すいか	5～8月	茶類		
	メロン	5～8月	緑茶		
	いちご	1～5月, 12月	紅茶		
	バナナ		茶飲料		
	キウイフルーツ		コーヒー・ココア		
	さくらんぼ	6～7月	インスタントコーヒー		
果物加工品			コーヒー豆		
果物缶詰			コーヒー飲料		
油脂・調味料			他の飲料		
油脂			果実ジュース		
食用油			果汁入り飲料		
マーガリン			野菜ジュース		
調味料			炭酸飲料		
食塩			乳酸菌飲料A		
しょう油			乳酸菌飲料B		
みそ			ミネラルウォーター		
砂糖			スポーツドリンク		
酢			酒類		
ソース			清酒		
ケチャップ			焼酎		
マヨネーズ			ビール		
ドレッシング			発泡酒		
ジャム			ウイスキー		
カレールウ			ワイン		
即席スープ			ワイン（輸入品）		
風味調味料			チューハイ		
ふりかけ			ビール風アルコール飲料		
液体調味料			外食		
中華合わせ調味料			一般外食		
パスタソース			うどん		
菓子類			中華そば		
ようかん			*沖縄そば		
まんじゅう			スパゲッティ（外食）		
だいふく餅			すしA		
カステラ			すしB		
ケーキ			親子どんぶり		
ゼリー			天どん		
プリン			カレーライス		
シュークリーム			牛どん		
せんべい			フライ		
ビスケット			フライドチキン		
ポテトチップス			ぎょうざ（外食）		
あめ			ハンバーグ		
チョコレート			焼肉		
アイスクリーム			お子様ランチ		
落花生			ハンバーガー		
チューインガム			サンドイッチ		
調理食品			ピザパイ		
主食的調理食品			ドーナツ		
すし（弁当）			コーヒー		
弁当			ビール（外食）		
おにぎり			学校給食		
調理パン			学校給食（小学校低）		

品 目		指数採用月	品 目		指数採用月
住居	学校給食（小学校高）		敷布		
	学校給食（中学校）		布団カバー		
	家賃		家事雑貨		
	民営家賃		食器類		
	民営家賃		飯茶わん		
	公営・都市再生機構・公社家賃		皿		
	公営家賃		コーヒーわん皿		
	都市再生機構・公社家賃		ガラスコップ		
	持家の帰属家賃		ワイングラス		
	持家の帰属家賃		台所用品		
	設備修繕・維持		台所用密閉容器		
	設備材料		なべ		
	システムバス		フライパン		
	温水洗浄便座		たわし		
	給湯機		他の雑貨		
	システムキッチン		電球・蛍光ランプ		
	板材		タオル		
	塗料		ビニールホース		
	錠		浄水器		
	工事その他のサービス		マット		
	畳表取替費		家事用消耗品		
	水道工事費		ティッシュ・トイレットペーパー		
	左官手間代		ティッシュペーパー		
	塀工事費		トイレットペーパー		
	植木職手間代		洗剤		
	板ガラス取替費		台所用洗剤		
	ふすま張替費		洗濯用洗剤		
	大工手間代		他の消耗品		
	ルームエアコン取付け料		ラップ		
	火災保険料		ポリ袋		
光熱・水道			殺虫剤		
	電気代		防虫剤		
	電気代		柔軟仕上剤		
	ガス代		芳香消臭剤		
	都市ガス代		キッチンペーパー		
	プロパンガス		家事サービス		
	他の光熱		家事代行料		
	灯油		家事代行料		
	上下水道料		清掃代		
	水道料		し尿処理手数料		
	下水道料		リサイクル料金		
家具・家事用品			他の家事サービス		
	家庭用耐久財		モップレンタル料		
	家事用耐久財		被服及び履物		
	電子レンジ		衣料		
	電気炊飯器		和服		
	電気ポット		婦人着物		
	ガステーブル		婦人帯		
	電気冷蔵庫		洋服		
	電気掃除機		男子洋服		
	電気洗濯機（全自動洗濯機）		背広服（夏物，中級品）		3～8月
	電気洗濯機（洗濯乾燥機）		背広服（夏物，普通品）		3～8月
	電気アイロン		背広服（冬物，中級品）		1～2， 9～12月
	冷暖房用器具		背広服（冬物，普通品）		1～2， 9～12月
	ルームエアコン	1～3， 10～12月	男子上着		1～2， 10～12月
	温風ヒーター	1～3， 10～12月	男子ズボン（夏物）		3～8月
	電気カーペット	1～3， 10～12月	男子ズボン（冬物）		1～2， 9～12月
	一般家具		男子ズボン（ジーンズ）		
	整理だんす		男子コート		1， 11～12月
	食堂セット		男子学生服		1～3月
	食器戸棚		婦人洋服		
室内装備品			婦人スーツ（春夏物，中級品）		
	置時計		婦人スーツ（春夏物，普通品）		
	照明器具		婦人スーツ（秋冬物，中級品）		
	カーペット		婦人スーツ（秋冬物，普通品）		
寝具類	カーテン		ワンピース（春夏物）		
	ベッド		ワンピース（秋冬物）		
	布団		婦人上着		
	毛布		スカート（春夏物）		
			スカート（秋冬物）		
			婦人スラックス（冬物）		

品 目	指数採用月	品 目	指数採用月
授業料等		書籍・他の印刷物	
P T A会費（小学校）		新聞代	
P T A会費（中学校）		新聞代	
私立中学校授業料		新聞代（地方・ブロック紙）	
公立高校授業料		新聞代（全国紙）	
私立高校授業料		雑誌	
国立大学授業料		月刊誌	
私立大学授業料		週刊誌	
私立短期大学授業料		書籍	
公立幼稚園保育料		辞書	
私立幼稚園保育料		単行本 A	
専門学校授業料		単行本 B	
教科書・学習参考教材		教養娯楽サービス	
教科書		宿泊料	
学習参考教材		宿泊料	
補習教育		パック旅行	
補習教育（小学校）		外国パック旅行	
補習教育（中学校）		月謝類	
補習教育（高校・予備校）		月謝（英会話）	
教養娯楽		月謝（書道）	
教養娯楽用耐久財		月謝（音楽）	
テレビ		月謝（ダンス）	
携帯型オーディオプレーヤー		月謝（水泳）	
電子辞書		月謝（料理）	
ビデオレコーダー		自動車教習料	
パソコン（デスクトップ型）		他の教養娯楽サービス	
パソコン（ノート型）		受信料	
プリンタ		放送受信料（NHK）	
カメラ		放送受信料（ケーブル）	
ビデオカメラ		放送受信料（NHK・ケーブル以外）	
ピアノ		入場・ゲーム代	
学習机	1～2, 12月	映画観覧料	
教養娯楽用品		演劇観覧料	
文房具		サッカー観覧料	
ボールペン		プロ野球観覧料	
マーキングペン		ゴルフ練習料金	
ノートブック		ゴルフプレー料金	
O A用紙		テニスコート使用料	
セロハン粘着テープ		ボウリングゲーム代	
筆入れ	1～2, 12月	プール使用料	
運動用具		フィットネスクラブ使用料	
ゴルフクラブ		美術館入館料	
グローブ		テーマパーク入場料	
テニスラケット		競馬場入場料	
釣ざお		カラオケルーム使用料	
トレーニングパンツ		他の娯楽サービス	
水着		写真プリント代	
がん具		ビデオソフトレンタル料	
家庭用ゲーム機（据置型）		インターネット接続料	
家庭用ゲーム機（携帯型）		音楽ダウンロード料	
ゲームソフト		獣医代	
		ペット美容院代	
人形		諸雑費	
がん具自動車		理美容サービス	
組立がん具		入浴料	
切り花		理髪料	
切り花（カーネーション）		パーマメント代	
切り花（きく）		ヘアカット代	
切り花（バラ）		ヘアカラーリング代	
他の娯楽用品		エステティック料金	
記録型ディスク		理美容用品	
メモリーカード		理容器具	
コンパクトディスク		電気かみそり	
ビデオソフト		歯ブラシ	
ペットフード(ドッグフード)		石けん類	
ペットフード(キャットフード)		化粧石けん	
植木鉢		ボディーソープ	
園芸用土		洗顔料	
園芸用肥料		シャンプー	
乾電池		ヘアコンディショナー	
プリンタ用インク		歯磨き	

品 目	指数採用月	品 目	指数採用月
化粧品			
整髪料			
ヘアートニック			
化粧クリーム A			
化粧クリーム B			
化粧水			
乳液 A			
乳液 B			
ファンデーション A			
ファンデーション B			
口紅 A			
口紅 B			
ヘアカラー			
身の回り用品			
かばん類			
ハンドバッグ			
ハンドバッグ（輸入品）			
通学用かばん	1～2, 12月		
旅行用かばん			
腕時計・指輪			
指輪			
腕時計			
他の身の回り用品			
男子洋傘			
ハンカチーフ			
たばこ			
たばこ（国産品）			
たばこ（輸入品）			
他の諸雑費			
傷害保険料			
保育所保育料			
介護料			
印鑑証明手数料			
戸籍抄本手数料			
パスポート取得料			
振込手数料			

資料 2

平成 22 年基準消費者物価指数
モデル式による指数作成品目一覧（74 品目）

費 目	品目 符号	品 目 名	地 域	用いる 価 格	備 考
住 居	3000	民営家賃	市町村別	調査日	統合品目, ※ 1
	3016	公営家賃	市町村別	調査日	※ 2
	3017	都市再生機構・公社家賃	市町村別	調査日	※ 3
	3030	持家の帰属家賃	市町村別	調査日	統合品目, ※ 1
	3180	火災保険料	市町村別	調査日	
光 熱 ・ 水 道	3500	電気代	市町村別	調査日	
	3600	都市ガス代	市町村別	調査日	
	3612	プロパンガス	市町村別	調査日	※ 4
	3810	水道料	市町村別	調査日	
	4610	下水道料	市町村別	調査日	
家具・家事用品	4510	し尿処理手数料	市町村別	調査日	
	4521	リサイクル料金	全国一律	調査日	※ 5
保 健 医 療	6090	サプリメント	全国一律	調査日	
	6200	診療代	全国一律	調査日	
	6210	出産入院料	県内一律	調査日	統合品目, ※ 6
交 通 ・ 通 信	7527	普通運賃(JR)	県内一律	調査日	
	7528	料金(JR, 在来線)	沖外	毎日	
	7530	料金(JR, 新幹線)	北沖外	毎日	
	7029	通学定期(JR)	県内一律	調査日	
	7030	通勤定期(JR)	県内一律	調査日	
	7008	普通運賃(JR 以外)	県内一律	調査日	
	7009	通学定期(JR 以外)	県内一律	調査日	
	7010	通勤定期(JR 以外)	県内一律	調査日	
	7050	一般路線バス代	市町村別	調査日	
	7057	高速バス代	県内一律	調査日	追加品目
	7060	タクシー代	市町村別	調査日	
	7070	航空運賃	全国一律	毎日	
	7363	高速自動車国道料金	全国一律	調査日	
	7364	都市高速道路料金	北沖外	調査日	
	7105	軽乗用車	全国一律	調査日	
	7106	小型乗用車 A	全国一律	調査日	

	7107	小型乗用車B	全国一律	調査日	
	7110	小型乗用車(輸入品)	全国一律	調査日	
	7113	普通乗用車	全国一律	調査日	
	7115	普通乗用車(輸入品)	全国一律	調査日	
	7344	レンタカー料金	全国一律	毎日	
	7370	自動車保険料(自賠責)	沖外・ 沖本・沖離	調査日	
	7390	自動車保険料(任意)	全国一律	調査日	
	7410	固定電話通信料	市町村別	調査日	
	7430	携帯電話通信料	全国一律	調査日	
	7446	携帯電話機	県内一律	調査日	※7
教 育	8010	私立中学校授業料	市町村別	調査日	
	8020	公立高校授業料	市町村別	調査日	
	8030	私立高校授業料	市町村別	調査日	
	8040	国立大学授業料	県内一律	調査日	
	8060	私立大学授業料	県内一律	調査日	
	8070	私立短期大学授業料	県内一律	調査日	
	8080	公立幼稚園保育料	市町村別	調査日	
	8090	私立幼稚園保育料	市町村別	調査日	
	8077	専門学校授業料	県内一律	調査日	
	8110	教科書	全国一律	調査日	
教 養 娯 楽	8100	学習参考教材	全国一律	調査日	
	9078	パソコン(デスクトップ型)	全国一律	POSデータ	
	9079	パソコン(ノート型)	全国一律	POSデータ	
	9043	カメラ	全国一律	POSデータ	
	9205	新聞代(全国紙)	全国一律	調査日	※8
	9226	月刊誌	全国一律	調査日	統合品目, ※9
	9230	週刊誌	全国一律	調査日	
	9300	宿泊料	全国一律	調査日	※10
	9305	外国パック旅行	全国一律	毎日	
	9330	放送受信料(NHK)	沖外・沖	調査日	
	9367	放送受信料(NHK・ケーブル以外)	全国一律	調査日	※11
	9345	サッカー観覧料	全国一律	調査日	
	9350	プロ野球観覧料	全国一律	調査日	
	9353	ゴルフ練習料金	県内一律	調査日	
	9372	テーマパーク入場料	全国一律	調査日	※12
	9374	美術館入館料	県内一律	調査日	

	9397	インターネット接続料	県内一律	調査日	
	9403	音楽ダウンロード料	全国一律	調査日	追加品目
諸 雑 費	9799	たばこ(国産品)	全国一律	調査日	
	9798	たばこ(輸入品)	全国一律	調査日	
	9928	傷害保険料	全国一律	調査日	
	9914	介護料	市町村別	調査日	
	9920	振込手数料	全国一律	調査日	

(注) 地域…沖外：沖縄県外一律

沖 ：沖縄県内一律

沖本：沖縄県本島一律

沖離：沖縄県のうち本島以外一律

北沖外：北海道及び沖縄県外一律

(補足) 以下の価格を用いて指数を作成する。

※1 木造小住宅，木造中住宅，非木造小住宅，非木造中住宅の民営家賃

(持家の帰属家賃指数は，民営家賃指数（木造小住宅，木造中住宅，非木造小住宅，非木造中住宅別の指数）を代入する。)

※2 都道府県営住宅，市町村営住宅の家賃

※3 都市再生機構住宅，都道府県住宅供給公社住宅，市住宅供給公社住宅，一般社団法人又は一般財団法人が管理している住宅家賃

※4 一般家庭用の基本料金，従量料金

※5 家電リサイクル法に基づく家電製品（電気冷蔵庫，電気洗濯機，ルームエアコン，テレビ）のリサイクル料金

※6 出産入院料（国立），出産入院料（公立）

※7 3社の携帯電話機の価格

※8 新聞代（地方・ブロック紙）はモデル式による指数作成を行わない。

平成17年基準では各県で販売部数の多い新聞を選択していたが，平成22年基準では小売物価統計調査で調査した市町村別の価格を用いる。

※9 少年誌，趣味教養誌，生活情報誌，パソコン誌，女性誌の価格

※10 1泊2食付き，1泊朝食付きの宿泊料（平日，休前日）

※11 CS放送受信料の基本料金，パック料金

※12 複数のテーマパークのフリーパス料金（大人料金）

平成22年基準消費者物価指数の作成・公表系列一覧

1 基本分類（10大費目及び中分類）

全国及び東京都区部については，品目別まで作成・公表する。

総 合	
食料	保健医療 医薬品・健康保持用摂取品 保健医療用品・器具 保健医療サービス
穀類 魚介類 肉類 乳卵類 野菜・海藻 果物 油脂・調味料 菓子類 調理食品 飲料 酒類 外食	交通・通信 交通 自動車等関係費 通信
	教育 授業料等 教科書・学習参考教材 補習教育
住居	教養娯楽 教養娯楽用耐久財 教養娯楽用品 書籍・他の印刷物 教養娯楽サービス
家賃 設備修繕・維持	
光熱・水道	諸雑費 理美容サービス 理美容用品 身の回り用品 たばこ 他の諸雑費
電気代 ガス代 他の光熱 上下水道料	
家具・家事用品	
家庭用耐久財 室内装備品 寝具類 家事雑貨 家事用消耗品 家事サービス	
被服及び履物	
衣料 和服 洋服 シャツ・セーター・下着類 シャツ・セーター類 下着類 履物類 他の被服類 被服関連サービス	

別掲項目	計算に用いる類又は品目
生鮮食品 生鮮魚介（再掲） 生鮮野菜（再掲） 生鮮果物（再掲）	生鮮魚介 生鮮野菜 生鮮果物
生鮮食品を除く総合	（総合）－（生鮮食品）
生鮮食品を除く食料	（食料）－（生鮮食品）
持家の帰属家賃を除く総合	（総合）－（持家の帰属家賃）
持家の帰属家賃を除く住居	（住居）－（持家の帰属家賃）
持家の帰属家賃を除く家賃	（家賃）－（持家の帰属家賃）
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	（総合）－（持家の帰属家賃）－（生鮮食品）
エネルギー	電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 ガソリン
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	（総合）－（食料）＋（酒類）－（エネルギー）
教育関係費	教育の全品目 学校給食の全品目 男子学生服 女子学生服 通学定期（JR） 通学定期（JR以外） 学習机 ボールペン マーキングペン ノートブック セロハン粘着テープ 筆入れ 通学用かばん
教養娯楽関係費	学習机、文房具及び自動車教習料を除く教養娯楽の全品目 普通運賃（JR） 料金（JR、在来線） 料金（JR、新幹線） 普通運賃（JR以外） 一般路線バス代 高速バス代 航空運賃 旅行用かばん
情報通信関係費	固定電話通信料 携帯電話通信料 放送受信料（NHK） 放送受信料（ケーブル） 放送受信料（NHK・ケーブル以外） インターネット接続料 音楽ダウンロード料

※上記「計算に用いる類又は品目」のうち、平成22年基準指数の追加品目は以下のとおり。

- ・教養娯楽関係費：「高速バス代」
- ・情報通信関係費：「音楽ダウンロード料」

総 合			
財	農水畜産物 生鮮商品 他の農水畜産物	サービス	公共サービス 公営・都市再生機構・公社家賃 家事関連サービス 医療・福祉関連サービス 運輸・通信関連サービス 教育関連サービス 教養娯楽関連サービス
	工業製品 食料工業製品 繊維製品 石油製品 他の工業製品		一般サービス 外食 民営家賃 持家の帰属家賃 他のサービス 家事関連サービス 医療・福祉関連サービス 教育関連サービス 通信・教養娯楽関連サービス
	電気・都市ガス・水道		
	出版物		

＜財・サービス分類別掲項目＞

米類
 耐久消費財
 半耐久消費財
 非耐久消費財
 公共料金
 生鮮食品を除く財
 持家の帰属家賃を除くサービス
 民営家賃（木造）
 民営家賃（非木造）
 持家の帰属家賃（木造）
 持家の帰属家賃（非木造）

※平成22年基準指数から追加

3 世帯属性別指数（全国）

- ・勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類（月別及び年平均）
- ・世帯主60歳以上の無職世帯（月別及び年平均） ※平成22年基準指数から追加
- ・世帯主の年齢階級別10大費目（年平均）
- ・世帯主の職業別10大費目（年平均）
- ・住居の所有関係別10大費目（年平均）

4 品目特性別指数（全国）

- ・基礎的・選択的支出項目（月別及び年平均）
- ・品目の年間購入頻度階級（月別及び年平均）

5 季節調整済指数（全国及び東京都区部）

＜基本分類＞

- ・総合
- ・生鮮食品を除く総合
- ・持家の帰属家賃を除く総合
- ・持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
- ・食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合

＜財・サービス分類＞

- ・財
- ・半耐久消費財
- ・生鮮食品を除く財

6 参考指数（全国）

- ・ラスパイレス連鎖基準方式（月別及び年平均）
- ・中間年バスケット方式（年平均）
- ・総世帯中分類（月別及び年平均）

7 地方区分（71系列）

(1) 都市階級（6系列）

全国

人口5万以上の市

大都市（政令指定都市及び東京都区部）

中都市（大都市を除く人口15万以上の市）

小都市A（人口5万以上15万未満の市）

小都市B・町村（人口5万未満の市・町村）

※平成22年基準指数から「小都市B」と「町村」を「小都市B・町村」に統合

(2) 地方及び大都市圏（14系列）

北海道地方

東北地方

関東地方

関東大都市圏

北陸地方

東海地方

中京大都市圏

近畿地方

近畿大都市圏

中国地方

四国地方

九州地方

北九州・福岡大都市圏

沖縄地方

(3) 都道府県庁所在市及び一部の政令指定都市（川崎市，浜松市，堺市及び北九州市）（51系列）